

回覧

困ったときは

# 羽島市消費生活相談窓口に ご相談ください

相談無料

消費生活相談窓口ではこのような相談をお受けしています

インターネット  
トラブル



訪問販売



電話勧誘



振り込め詐欺



マルチ商法



裏に「消費生活  
情報」を掲載し  
ています。

困ったな おかしいな と思ったときは相談しましょう

羽島市消費生活相談窓口 ☎ 058-392-9927

場所：市役所本庁舎2階 74番窓口 市民総合相談室

時間：9時～12時 13時～16時 ※土日祝日は除きます

消費者ホットライン  
188（イヤヤ）

岐阜県県民生活相談センター ☎ 058-277-1003  
受付：平日 8:30～17:00 土曜 9:00～17:00（電話相談のみ）

# 見守り 新鮮情報

**事例1** ネット広告で見たサプリを注文した。1回だけのお試しのつもりだったのに、2回目が届いたので送り返した。すると、請求書だけが送られてきた。支払う気はないので放置していたら法律事務所から通知が来た。どうしたらよいか。

(70歳代)

**事例2** SNSの広告を見てお試し商品の美容液を買った。

その後同じ商品が届いたが、注文した覚えがないのでその旨と解約希望の書面を同封して返品した。その後も請求書などは届いていたが無視していたところ、先日、法律事務所からこの請求について最終通告のような封書が届いた。商品が手元にないのに請求されるとは納得がいかない。

(70歳代)



©Kurosaki Gen

## 定期購入「返品」だけでは解約になりません

### ひとこと助言

返品や受け取り拒否だけでは解約にならないよ



見守るくん

- 低価格やお試し等を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文したら実は定期購入だったというケースがあります。
- 自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。
- ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかりと確認しましょう。また、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。
- 誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。